

優生手術への精神科医の関与
—学会員を対象とした質問紙調査—

日本精神神経学会法委員会委員 後藤基行、中村江里、竹島正

優生手術への精神科医の関与
—学会員を対象とした質問紙調査—

【概略】

優生保護法への日本精神神経学会会員の関与と、現在におけるこの問題への理解を把握することを目的に、2020年12月19日から2021年2月28日にかけて日本精神神経学会会員19,208人（当時）を対象にメールを経由したウェブ調査を実施した。

回答者の性別は男性324名、女性133名、その他4名であった。回答者の年齢は「30歳未満」12名（2.6%）、「30～39歳」78名（16.9%）、「40～49歳」148名（32.1%）、「50～59歳」127名（27.5%）、「60～69歳」74名（16.1%）、「70～79歳」20名（4.3%）、「80歳以上」2名（0.4%）であった。優生保護審査委員の経験に「あった」とした回答はなく、第3条による任意優生手術の申請の経験のある会員は3名、第4条による強制優生手術の申請の経験のある会員は1名であった。2018年に優生保護法について広範に報道されるようになる前に優生保護法の存在を知っていたのは83.5%、知らなかったのは16.5%であった。優生保護法の強制不妊手術については「大いに問題がある」78.5%、「やや問題がある」8.7%、「どちらともいえない」11.5%、「あまり問題はない、問題はない」1.3%であった。優生保護法の任意不妊手術については「大いに問題がある」48.4%、「やや問題がある」24.1%、「どちらともいえない」19.7%、「あまり問題はない、問題はない」7.8%であった。一般社団法人日本医学会連合「旧優生保護法の検証のための検討会」が「旧優生保護法の検証のための検討会報告書」（2020年6月）を公表したことについては「読んだことがある」8.7%、「聞いたことがある」25.6%、「知らなかった」65.7%であった。日本健康学会（旧日本民族衛生学会）が「理事会報告：「日本民族衛生学会」と国民優生法」の（2019年7月）を公表したことについては「読んだことがある」4.6%、「聞いたことがある」9.3%、「知らなかった」86.1%であった。旧優生保護法下の運用において精神科医が果たしていた役割については「とても大きかった」25.4%、「ある程度大きかった」43.4%、「どちらともいえない」28.4%、「あまりなかった、まったくなかった」2.8%であった。優生思想の普及において精神科医が果たしていた役割については、「とても大きかった」17.8%、「ある程度大きかった」41.9%、「どちらともいえない」36.2%、「あまりなかった、まったくなかった」4.1%であった。自由回答では、学会調査に対する期待が述べられた一方で、現代の基準から過去を評価することに慎重な意見も少なくなかった。また同法に関する知識不足から教育・研修の機会を求める声もあった。優生保護法の運用に実際に関わった会員は少なく、優生手術がはらんでいた人権侵害の側面については一般論としてよくないものだと考えつつも、精神科医がどのような関与をしていたかについては知識が十分でなく、精神科医が重要な役割を果たしていたとは考えていない会員も少なくなかった。特に、同法に直接関わった会員がごくわずかだったことは、本調査の時代的限界を示していた。実態解明のためには本来であれば同種の調査は

数十年前に行われている必要があったかもしれない。しかしながら、同法の優生手術の規定が歴史的にもたらした被害はより精緻に明らかにされるべきものであり、そのためにも本学会は関連の研究成果をフォローするのみならず、診療録といった一次資料の保存やアクセス環境の向上に協力していくことが望ましいと考えられた。

【背景】

優生保護法は1948年に施行され、遺伝性疾患やハンセン病、精神障害などを理由にした強制的な不妊手術や中絶を認めた。そして全国で約1万6千人が本人の同意なく不妊手術を受けたとされる。優生保護法の当事者に対する強制的な不妊手術は、第4条に基づく主に「遺伝性」疾患患者に対する手術と、第12条に基づく遺伝性疾患以外の患者への保護義務者の同意に基づく手術に大別され、両条は医師の申請により第5条に定める都道府県優生保護審査会にて手術の適否が審査された。また、この他に第3条では、本人の同意並びに配偶者の同意で行う優生手術も存在した。この法律の制定された当時、優生学的思想は社会的に容認され、精神科医師も優生保護法に基づく手術に関与したことが報告されている。一方で、優生保護法が1996年に母体保護法へと変わってから四半世紀以上が経ち、当時どのような精神科医の関わりがあったかは不明な点が多く、現在関係者の理解も深いとは言えない状況にある。

【目的】

優生保護法への日本精神神経学会会員の関与と、現在におけるこの問題への理解を把握することを目的とした。

【方法】

日本精神神経学会会員19,208人（当時）を対象に、学会事務局から会員の登録アドレスにメールを一斉送信し、ウェブ調査を実施した。調査期間は2020年12月19日～2021年2月28日だった。集計結果について記述統計を分析した。

【結果】

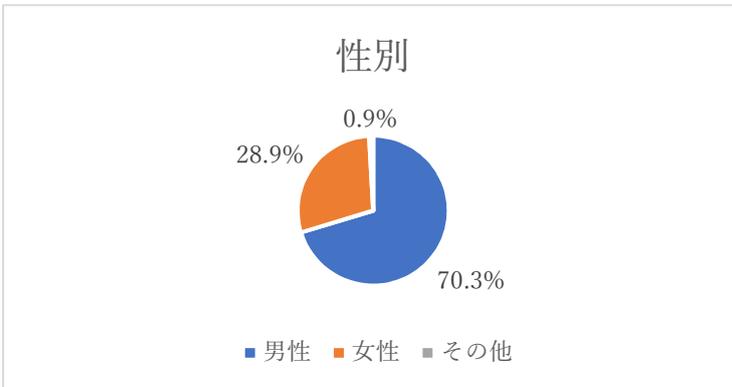
回答総数は461件、回収率は2.4%だった。

1. 性別

回答者の性別は男性324名、女性133名、その他4名だった。

1. あなたの性別をお答えください	実数	割合
男性	324	70.3%

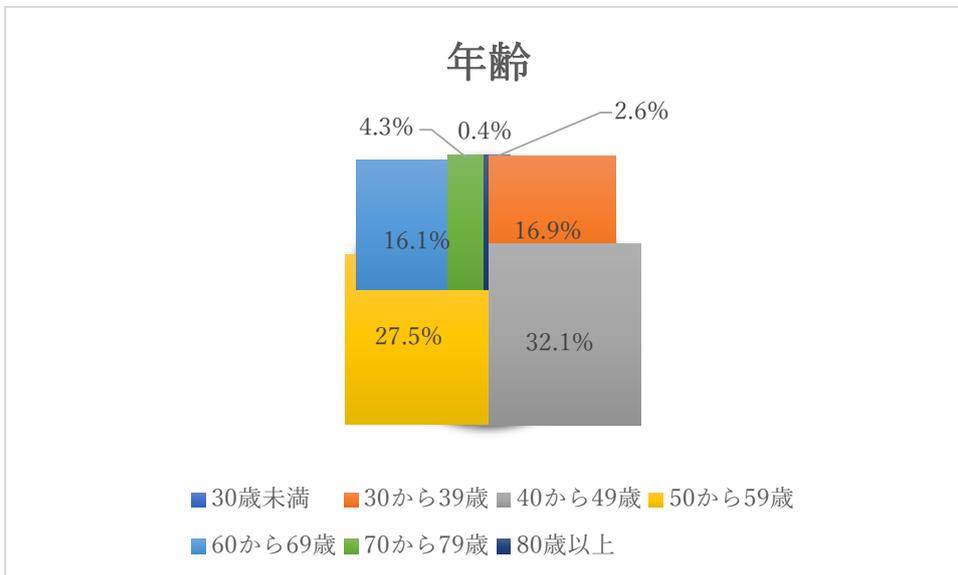
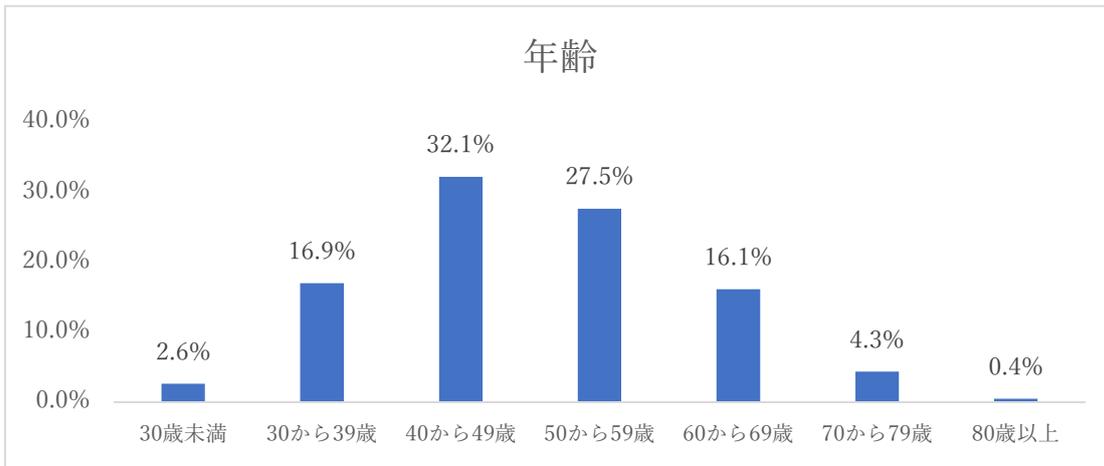
女性	133	28.9%
その他	4	0.9%
総数	461	100.0%



2. 年齢

回答者の年齢は30歳未満が12名(2.6%)、30から39歳が78名(16.9%)、40から49歳が148名(32.1%)、50から59歳が127名(27.5%)、60から69歳が74名(16.1%)、70から79歳が20名(4.3%)、80歳以上が2名(0.4%)だった。

2. あなたの年齢をお答えください。	実数	割合
30歳未満	12	2.6%
30から39歳	78	16.9%
40から49歳	148	32.1%
50から59歳	127	27.5%
60から69歳	74	16.1%
70から79歳	20	4.3%
80歳以上	2	0.4%
総数	461	100.0%



3. 優生保護審査委員の経験

優生保護審査委員会の委員をつとめた経験のある回答者はいなかった。

1) あなたは旧優生保護法に基づく優生保護審査会の委員をつとめたことがありますか。	実数
はい	0
いいえ	461
総数	461

4. 任意の優生手術への関与の有無

優生保護法の第3条が定める任意での優生手術にかかわったことのある回答者は3名だった。回答者の内、当時「とても納得していた」と回答したのは1名、「ある程度納得していた」と回答したのは1名、「あまり納得していなかった」と回答したのは1名だった。

2-1) あなたは旧優生保護法に基づく任意の優生手術(第三条)に関わったことがありますか。	実数	割合
はい	3	0.7%
いいえ	458	99.3%
総数	461	100.0%

2-2) ※2-1)で「はい」と答えた方にお聞きします(「いいえ」と回答した方は3-1の質問に飛んでください)。不妊手術の申請をした当時、どのように考えていましたか。その当時のあなたの考えに最も近いものに○をつけてください。	実数
とても納得していた	1
ある程度納得していた	1
どちらともいえない	0
あまり納得していなかった	1
全く納得していなかった	0
総数	3

5. 強制不妊手術(第4条)の申請経験の有無

優生保護法の第4条が定める強制的な優生手術にかかわったことのある回答者は1名だった。回答者の内、当時「ある程度納得していた」と回答したのは1名だった。

3-1) あなたは旧優生保護法に基づく強制不妊手術の審査の申請(第四条)をしたことがありますか。	実数
はい	1
いいえ	460
総数	461

3-2) ※3-1) で「はい」と答えた方にお聞きします（「いいえ」と回答した方は4の質問に飛んでください）。不妊手術の申請をした当時、どのように考えていましたか。その当時のあなたの考えに最も近いものに○をつけてください。	実数
とても納得していた	0
ある程度納得していた	1
どちらともいえない	0
あまり納得していなかった	0
全く納得していなかった	0
総数	1

6. 法律の存在についての知識

2018年以前に優生保護法の存在について知っていたのは回答者中で83.5%、知らなかったのは16.5%だった。

1) 2018年以降、この法律の存在が広範に報道されるようになりました。あなたは、2018年以前に、この法律が存在したことを知っていましたか。	実数	割合
知っていた	385	83.5%
知らなかった	76	16.5%
総数	461	100.0%

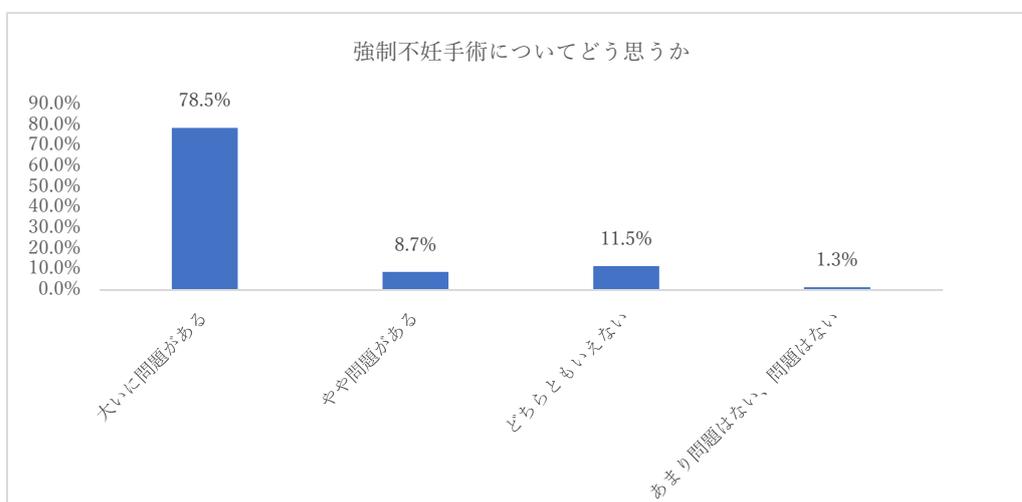
50歳未満	実数	割合	50歳以上	実数	割合
2018年以降、この法律の存在が広範に報道されるようになりました。あなたは、2018年以前に、この法律が存在したことを知っていましたか。	238	100.0%	2018年以降、この法律の存在が広範に報道されるようになりました。あなたは、2018年以前に、この法律が存在したことを知っていましたか。	223	100.0%
知っていた	179	75.2%	知っていた	206	92.4%
知らなかった	59	24.8%	知らなかった	17	7.6%
総数	238	100.0%	総数	223	100.0%

7. 優生保護法の強制不妊手術についての意見、8. 優生保護法の任意不妊手術についての意見

優生保護法の強制不妊手術について回答者中で「大いに問題がある」と回答したのは78.5%、

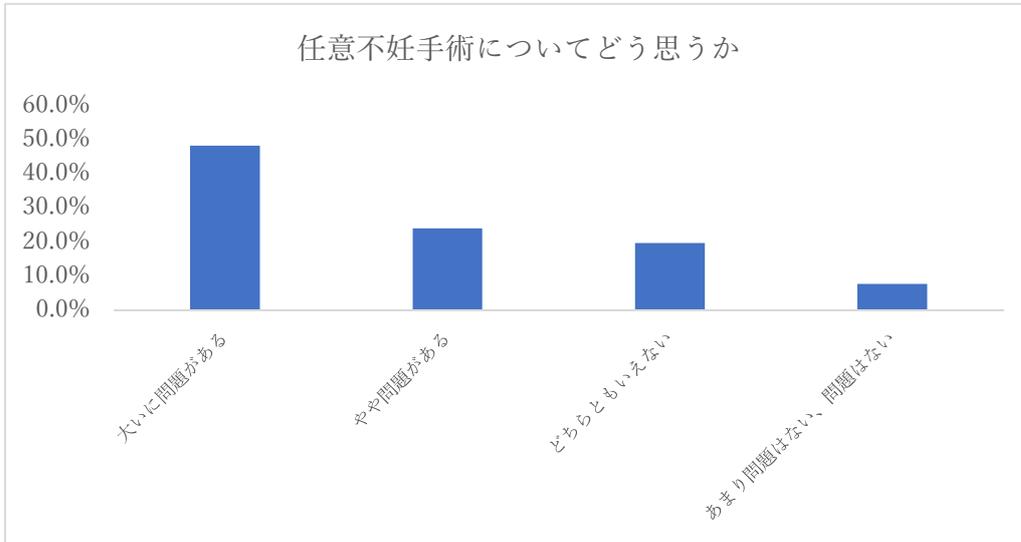
「やや問題がある」と回答したのは8.7%、「どちらともいえない」と回答したのは11.5%、「あまり問題はない、問題はない」と回答したのは1.3%だった。

2) あなたは旧優生保護法に基づく強制不妊手術についてどう思いますか。	実数	割合
大いに問題がある	362	78.5%
やや問題がある	40	8.7%
どちらともいえない	53	11.5%
あまり問題はない、問題はない	6	1.3%
総数	461	100.0%



優生保護法の任意不妊手術について回答者中で「大いに問題がある」と回答したのは48.4%、「やや問題がある」と回答したのは24.1%、「どちらともいえない」と回答したのは19.7%、「あまり問題はない、問題はない」と回答したのは7.8%だった。

3) あなたは旧優生保護法に基づく任意不妊手術についてどう思いますか。	実数	割合
大いに問題がある	223	48.4%
やや問題がある	111	24.1%
どちらともいえない	91	19.7%
あまり問題はない、問題はない	36	7.8%
総数	461	100.0%



50歳未満			50歳以上		
強制不妊は	実数	割合	強制不妊は	実数	割合
大いに問題がある	181	76.1%	大いに問題がある	181	81.2%
やや問題がある	22	9.2%	やや問題がある	18	8.1%
どちらともいえない	32	13.4%	どちらともいえない	21	9.4%
あまり問題はない、問題はない	3	1.3%	あまり問題はない、問題はない	3	1.3%
総数	238	100.0%	総数	223	100.0%
任意手術は	実数	割合	任意手術は	実数	割合
大いに問題がある	105	44.1%	大いに問題がある	118	52.9%
やや問題がある	57	23.9%	やや問題がある	54	24.2%
どちらともいえない	55	23.1%	どちらともいえない	36	16.1%
あまり問題はない、問題はない	21	8.8%	あまり問題はない、問題はない	15	6.7%
総数	238	100.0%	総数	223	100.0%

男性			女性		
強制不妊は	実数	割合	強制不妊は	実数	割合
大いに問題がある	260	80.2%	大いに問題がある	98	73.7%
やや問題がある	22	6.8%	やや問題がある	18	13.5%
どちらともいえない	36	11.1%	どちらともいえない	17	12.8%
あまり問題はない、問題はない	6	1.9%	あまり問題はない、問題はない	0	0.0%
総数	324	100.0%	総数	133	100.0%
任意手術は	実数	割合	任意手術は	実数	割合
大いに問題がある	162	50.0%	大いに問題がある	58	43.6%
やや問題がある	79	24.4%	やや問題がある	32	24.1%
どちらともいえない	58	17.9%	どちらともいえない	33	24.8%
あまり問題はない、問題はない	25	7.7%	あまり問題はない、問題はない	10	7.5%
総数	324	100.0%	総数	133	100.0%

9. 日本医学会連合の報告書についての知識の有無

一般社団法人日本医学会連合「旧優生保護法の検証のための検討会」が「旧優生保護法の検証のための検討会報告書」（2020年6月）を公表したことについて回答者中で「読んだことがある」と回答したのは8.7%、「聞いたことがある」と回答したのは25.6%、「知らなかった」と回答したのは65.7%だった。

1) あなたは一般社団法人日本医学会連合「旧優生保護法の検証のための検討会」が「旧優生保護法の検証のための検討会報告書」（2020年6月）を公表したことをご存知ですか。	実数	割合
読んだことがある	40	8.7%
聞いたことがある	118	25.6%
知らなかった	303	65.7%
総数	461	100.0%

10. 日本健康学会の報告書についての知識の有無

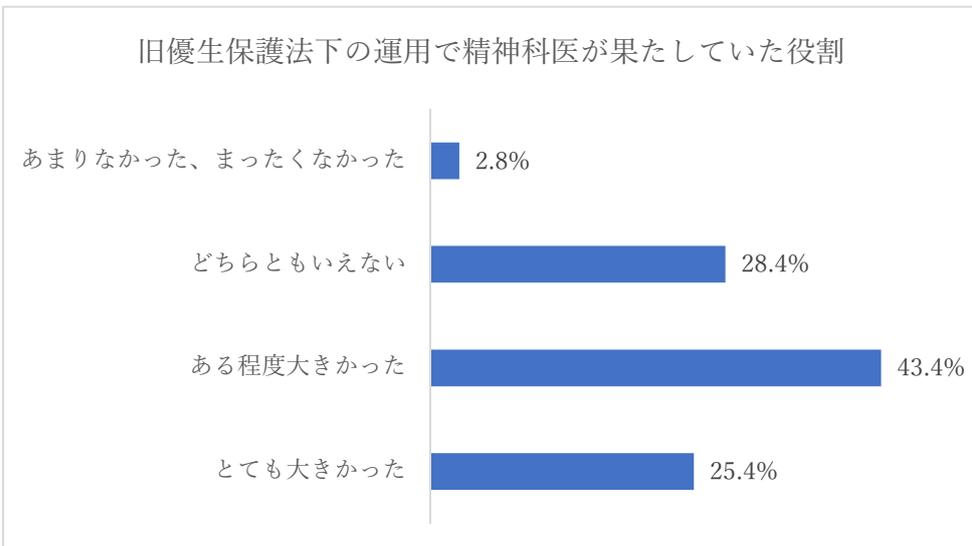
日本健康学会（旧日本民族衛生学会）が「理事会報告：「日本民族衛生学会」と国民優生法」（2019年7月）を公表したことについて回答者中で「読んだことがある」と回答したのは4.6%、「聞いたことがある」と回答したのは9.3%、「知らなかった」と回答したのは86.1%だった。

2) あなたは日本健康学会（旧日本民族衛生学会）が「理事会報告：「日本民族衛生学会」と国民優生法」（2019年7月）を公表したことをご存知ですか。	実数	割合
読んだことがある	21	4.6%
聞いたことがある	43	9.3%
知らなかった	397	86.1%
総数	461	100.0%

11. 優生保護法下に精神科医が果たしていた役割についての評価

優生保護法下の運用において精神科医が果たしていた役割について、回答者中で「とても大きかった」と回答したのは25.4%、「ある程度大きかった」と回答したのは43.4%、「どちらともいえない」と回答したのは28.4%、「あまりなかった、まったくなかった」と回答したのは2.8%だった。

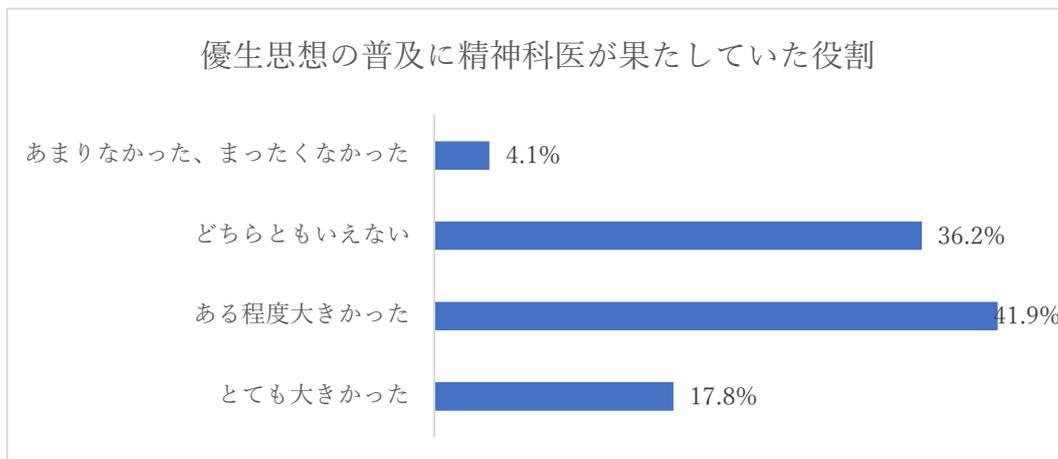
3) あなたは旧優生保護法下の運用において精神科医が果たしていた役割についてどのようなものだったと考えていますか。	実数	割合
とても大きかった	117	25.4%
ある程度大きかった	200	43.4%
どちらともいえない	131	28.4%
あまりなかった、まったくなかった	13	2.8%
総数	461	100.0%



12. 優生思想の普及に精神科医が果たした役割についての評価

優生保護法下にかかわる優生思想の普及において精神科医が果たしていた役割について、回答者中で「とても大きかった」と回答したのは17.8%、「ある程度大きかった」と回答したのは41.9%、「どちらともいえない」と回答したのは36.2%、「あまりなかった、まったくなかった」と回答したのは4.1%だった。

4) あなたは旧優生保護法に関わる優生思想の普及において精神科医が果たしていた役割についてどのようなものだったと考えていますか。	実数	割合
とても大きかった	82	17.8%
ある程度大きかった	193	41.9%
どちらともいえない	167	36.2%
あまりなかった、まったくなかった	19	4.1%
総数	461	100.0%



13. 自由回答

「法委員会では旧優生保護法への精神科医の関与についての実証調査を行っているところです。この取組についてご意見がありましたらお書きください。」との質問に対し自由記述での回答は、「なし」「ありません」といった回答も含めてカウントすると全部で99件だった。ここでは、代表的な内容であるもの、特に重要と思われるもの30件の概要を掲載する。

性別	年齢区分	回答の概要
男性	30～39歳	しっかりと検証し、今後に活かすべき。遺伝医療が臨床で活用される中、精神科領域においても優生思想に対する対応への準備をしておく必要がある。
男性	30～39歳	現状の母体保護法下でも実質精神疾患を理由に中絶に至るケースがあるのではないかと感じます。その是非や実態、意思決定能力が十分でない場合の対応などについても気になっています。
男性	30～39歳	関わった方々の年齢も考えると今にしかできない貴重な調査と思う。ドイツ精神医学会がナチス下での精神医学者の関与を総括したように、本調査の取組が将来につながることを期待する。
男性	40～49歳	私の世代は、この問題に関与していません。今後同じことを繰り返さないための仕組み作りに役立つのなら調査は大賛成です。
女性	40～49歳	精神科医療に対する透明性をたかめるためにもきちんと調査して公表してほしい。それが精神科医療に対するイメージの改善につながる。
女性	40～49歳	過去を正しく知ること、今もそのために苦しんでおられる人や人生に大きな影響を受けた人があることを理解することは精神科医にとって必要なことだと思う。
男性	50～59歳	精神科医個人に帰責するようなロジックは正しくない。むしろその当時の社会が精神科医に何を期待していたのかを分析すべきである。
男性	50～59歳	過去の時代背景を慎重に考慮することなく、現代の時代感覚を元に過去を糾弾することには大きな誤謬を生む危険性がある。実務を精神科医が担うことが多かったというだけで、精神科医だけがその責を負うべきという議論はただのスケープゴート探しに過ぎない。

男性	50～59 歳	「知らなかった」と言うことで済まされる問題ではないと考える。これから医師を目指す学生には、「優生思想」について、その展開と法成立の過程について、この法の下で具体的に何が行われたか、医師がどのように関与したか、などが分かるよう講義が行われる必要があると考える。また、我々医師も学習が必要と考える。
男性	50～59 歳	精神医療の負の歴史をしっかりと検証し、批判を恐れずに公表して欲しい。また、生存者及び遺族への謝罪と報告を、できるだけ早くして欲しい。
女性	50～59 歳	優生保護法の名称は知っていたが、精神科医の関与についてはほとんど知らなかった。ほとんど産婦人科医の関与だと思っていたので勉強しなおす。
男性	50～59 歳	うやむやにせず、是非きちんと調べていただきたい。
女性	50～59 歳	関わった経験がなくても、精神科医が人権を擁護するのではなく侵害する立場に立った事実を精査することは大切だと思う。
男性	50～59 歳	強制断種手術やロボトミーを受けた患者さんを担当した経験がある。これらの負の側面に対し、カルテの保管と綿密な調査を行い、医師教育の必須とすべきと思う。
男性	50～59 歳	法的な問題については大いにあると思う。。ただ、精神科医の関与という問題だけでなく、その時代の社会的事情もあったのではないか。
男性	60～69 歳	当時の平均的学識や判断を現在の判断基準で断罪するのはいかがなものか。当時の風潮を精査するには異論はありません。
男性	60～69 歳	プラス・マイナス含めてきちんと実証して報告してほしい。知る範囲で、メディアの記事はマイナス面に焦点を当てているように見えるから。
男性	60～69 歳	各都道府県の公立精神科病院や国立病院、また関連する外科医院・病院や各地保健所にも実施記録や資料は多く保管・残存しているものと考えられる。学会として情報公開請求をすれば情報収集できるのではないか。
女性	60～69 歳	もっと早く調査に取り組むべきだった。
男性	60～69 歳	医師になった昭和60年頃は病歴で知る程度であったが、なにか理不尽な印象を受けた。基本的な人権に関わる問題であり、きちんと調査を行ってどのような関与があったのか調査

		すべきだと思う。
男性	60～69 歳	結果的には誤りであったが、リードしたのはむしろ国、政治、官僚ではないか。
男性	60～69 歳	是非とも、実態を明らかにしてほしい。間違っことは、それを認めて、謝らないといけない。それを踏まえて、繰り返さないための対策を考えたい。
男性	60～69 歳	精神科病院勤務医時代に軽度知的障害の 20 歳代の女性で、たびたび妊娠し人工中絶して不妊手術を受けた患者さんがあった。主治医と家族にしてみればやむを得ない選択であったと考える。
男性	70～79 歳	精神科病院に入院中の知的障害者に行われた手術に抗議活動した経験がある。問題意識を持ち得ない精神科に罪があると考えてきた。精神科医を志したきっかけの一つである。
男性	70～79 歳	入院中の患者に不妊手術を受けさせる場合、どこで（自院内？）、誰が（産婦人科医？）、男女それぞれどのような術式で実施されたのか、精神科医はそれにどのように関わったのか、といった具体的な事実を明らかにしていただきたい。
男性	70～79 歳	過去の問題を検証することが未来につながる。優生思想は精神科医にとっても大きな問題であり、徹底的に調査するべきと思う。
男性	70～79 歳	精神科医を含む医学者が優生思想や優生保護法体制にどのような関与をしていたか、客観的な資料収集と分析を期待する。
女性	70～79 歳	当時の時代背景もあるが、その検証をすることが学会の発展に大いに寄与するものと考ええる。
男性	70～79 歳	調査は遅きに失している。

【考察】

考察はつなげて、もっと整理してまとめる

総数

回答者の総数は 461 名で、調査時の会員数 19,208 人の 2.4%だった。本学会の近年の類似のウェブ調査（男女共同参画推進委員会実態調査アンケート 2017 年・回答率：5.6%、女

性活躍および男女共同参画推進について アンケート 2019 年・回答率：3.2%) よりも低かった。優生保護法は近年急速に問題化されるようになったとはいえ、歴史的問題でもある優生保護法に関する知識不足が回答率の低さにつながっていることが考えられた。また、今回の調査では 80 歳以上会員の回答数は 2 名と少数であり、高齢会員はウェブ調査という方法が障壁になった可能性や、回答を見送った可能性が考えられた。

1. 性・年齢別

全学会員の内訳の情報要

回答者の年齢を見ると 60 歳以上は 20.8% で、回答者はやや若年層に多かった。これはメールを通じたウェブ調査だったため、高齢会員にウェブ操作に不案内な会員が多いことが予想され、このことが影響したと考えられた。若年会員への回答の若干の偏りは、本調査が優生保護法という 1996 年に廃止された法律に関する内容だったことを考えると、同法にかかわる知識に関する回答に影響を与えていた可能性がある。

2. 優生保護審査委員の経験

優生保護審査委員会の委員をつとめた経験のある回答者はいなかった。1980 年以降においては優生手術の申請自体がごく少なくなっており、これに伴って全国的に優生保護審査会の開催自体も非常に少なかったはずである¹。2023 年現在からすると比較的によくの申請があった 40 年以上前に、優生保護審査会の委員の年齢は 40 歳以上だったことが推定され、現在であれば 80 歳以上である。今回の調査では 80 歳以上の回答者が 2 名しかいなかったことを踏まえると、優生保護審査委員だった経験について「ある」という回答がゼロだったことはある意味で妥当だったといえる。

3. 任意の優生手術（第 3 条）への関与の有無、4. 強制不妊手術（第 4 条）の申請経験の有無

優生保護法の第 3 条、第 4 条が定める優生手術にかかわったことのある回答者はそれぞれ 3 名と 1 名だった。このことは、優生保護審査会の委員に関する質問と同様に、1980 年以前に 95% の強制不妊手術が行われていたことから、実際に申請したことのある医師も高齢化していることが考えられる。都道府県から数名が選任された審査委員ほどには申請者には年齢的な偏りはなかった可能性は高いが、40 年以上前に医師として現場に出ている年齢層が最年少にちかいはずで、現在では若くても 60 歳以上となるだろう。強制的な優生手術の件数が最多だった 1950 年代となると今から約 70 年前に医師である必要があり、現在

¹ ただし、優生手術の申請がなかったために審査会の開催自体がなかったとしても、優生保護審査委員への選任があった可能性はある。その場合、委員になっていたとしても本人は記憶がない、というのは十分にあり得るだろう。

は90歳以上のはずであり、第3条4条の申請の経験について「ある」の回答がごくわずかだったのもある意味妥当なものだった。

5. 法律の存在についての知識

裁判をきっかけに広範に報道されるようになった2018年以前に優生保護法の存在について知っていたのは回答者中で83.5%、知らなかったのは16.5%だった。優生保護法（1996年に母体保護法に名称変更）が施行されていた時期に成人に達していた50歳以上とそれ未満であった年齢層で分けると、50歳以上は92.4%が「知っていた」一方で、50歳未満は75.2%であり、回答者の年齢が若いほど「知っていた」回答の割合は下がっていた。

このことは、例えば「北海道旧土人保護法」（1899年～1997年）と同じように、日本では法律があっても運用がごく少ないことがあり、このことが年齢層別に優生保護法の存在に関する知識の差や、2018年以前に「知らなかった」という回答が16.5%あったことにも影響されていると考えられた。

6. 優生保護法の強制不妊手術についての意見、7. 優生保護法の任意不妊手術についての意見

優生保護法の強制不妊手術について回答者中で「大いに問題がある」「問題がある」と回答したのは約9割に近く、「あまり問題はない」と「問題はない」は1.3%だった。このことは、これまでの優生学や優生思想、断種といったことをめぐる非人道的なイメージが、優生保護法の強制不妊手術と強く結びついていることと関係があると考えられた。

また、50歳以上と未満に分けた集計、および男女別の集計からはどちらも有意とよべる差異は観察されなかった。強制不妊手術はどちらかといえば女性のリプロダクティブヘルス・ライツに関わるものとして問題化されてきたことを考えると、女性会員と男性会員との間で大きな差がなかったこと自体が検討に値するかもしれない。

8. 日本医学会連合の報告書についての知識の有無、9. 日本健康学会の報告書についての知識の有無

一般社団法人日本医学会連合や日本健康学会が作成した優生保護法に関わる報告書について「読んだことがある」と回答したのはそれぞれ8.7%と4.6%だった。この内、特に日本医学会連合は、「医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学研究者の倫理行動規範を守り、わが国の医学及び医療の水準の向上に寄与すること」を目的とし、医学関係141学会（2022年3月現在）の連合体で日本精神神経学会もその参加団体である²。報告書は提言として、医学・医療関係者が優生保護法の制定に関与し運用に携わり、1996年の法改正後にもこの問題を放置してきたことについて、「深い反省と、被害者及びその関係者に対し心

² <https://www.jmsf.or.jp/about/greeting/>(2023年1月閲覧)

からのお詫びの表明が求められる」と明記している。本学会の総会員数（約1万9千人）の規模を考えると、より多くの会員が本報告の内容に触れる必要があると思われた。

10. 優生保護法下に精神科医が果たしていた役割についての評価

優生保護法下の運用において精神科医が果たしていた役割について、回答者中で「とても大きかった」「ある程度大きかった」と回答したのは合計約7割、「どちらともいえない」「あまりなかった、まったくなかった」と回答したのは合計約3割だった。優生保護法の運用実態に関して公文書を利用した研究は2023年現在においてわずか³にとどまっており、そもそも十分に研究されていない。その意味において、今回のような回答の傾向は不可思議なものではない。しかしながら、本報告書における他報告や、そこで参照されている資料⁴などからも、精神科医の優生保護法の運用実務への関与が重大であったのは明らかである。そのため、現在衆参両院の国会調査室で行われている同法の実態調査や、歴史研究⁵等の成果を将来的に学会としても精査し、本学会はその知見の総合的検討と同法に関する事実認識へのフィードバックが必要と思われる。

11. 優生思想の普及に精神科医が果たした役割についての評価

優生思想の普及において精神科医が果たしていた役割について、回答者中で「とても大きかった」「ある程度大きかった」と回答したのは合計約6割、「どちらともいえない」「あまりなかった、まったくなかった」と回答したのは合計4割だった。

優生思想の普及にかかわる言説研究や制度史研究については、松原(1997)、岡田(2002)、横山(2015)などがある。当時の精神科医の活動や著作そのものを「優生思想の普及」と呼称するかどうかについては解釈の余地は残り、また優生手術への肯定的な態度自体は当時の世界的な趨勢から逸脱したものではなく、むしろそれを後追いついたものだった。その一方で、精神科医が優生思想の普及に一役買ったことは事実としてあり、この点について本学会員の約4割が精神科医の役割を低く評価していたことは、学会としての課題である。

13. 自由回答

³ 舟津(2018a、2018b)、利光(2019)など

⁴ 北海道衛生部・北海道優生保護審査会(1956)には、1948年から1955年までの北海道では、強制不妊手術申請1021件のうち944件は精神科医からの申請だったことが記されている。

⁵ 科学研究費助成事業・基盤研究(A)「アーカイブ構築に基づく優生保護法史研究」(代表:松原洋子、研究課題/領域番号21H04344)。優生保護法に関わる統計データは下記サイトで閲覧可能(「医療・ヘルスケア政策データアーカイブ」<https://jmhp-data-archive.com/data/>)

自由記述からは、精神科医・医療と優生保護法の関係の詳細な実態解明を望む声や、積極的に精神科医・医療の問題として反省し将来に活かすべきという意見があった一方で、当時の悪しき制度を現在の観点から評価すべきでない、という意見もあった。また、優生保護法にかかわる過去を知ることの重要性から会員向け教育や研修機会の必要性を訴える声や、現在の遺伝医療や母体保護法の中にも優生保護法と類似の発想がみられるという理解からその対応のあり方を考えておく必要があるという意見もあった。また「よくわからない」「知らない」という回答も少なくなかった。そのほか診療録や行政の関連資料の保存や収集をすることを勧めるものもあった。

優生保護法の運用実態についての解明は本学会員に対する調査では十分ではなく、本報告書にあるように行政文書や診療録といった一次資料の分析が必要不可欠となるだろう。今回のアンケート調査からも判明したように、優生保護法と精神科医の関与について知識がない学会員が少なくないことが伺われ、本事案が患者の人権にかかわる重大な倫理的テーマであることを踏まえると、今後も本学会として優生保護法の実態解明に寄与するため、診療録といった一次資料の保存やそれら資料への研究アクセス環境の向上に協力していくことが望ましい。また、現在の価値観から過去を評価すべきでないという趣旨の自由記述も多くみられたが、歴史的な時間の経過があったからこそ見えてくるもの、評価可能なものがあることも確かであり、学会のよりよい発展を目指すためにも精神科医療の関与が不可避であった過去の倫理的問題に今後も継続して誠実に向き合うことが必要であろう。

結論

優生保護法への日本精神神経学会会員の関与と、現在におけるこの問題への理解を把握することを目的に、日本精神神経学会会員 19,208 人を対象に、2020 年 12 月 19 日から 2021 年 2 月 28 日にウェブ調査を実施した。回答総数は 461 件、回収率は 2.4% だった。

今回の調査では 80 歳以上会員の回答数は 2 名と少数で、運用実務などにかかわった経験がある高齢会員はウェブ調査という方法が障壁になった可能性や、回答を見送った可能性が考えられた。

優生保護審査委員や、優生手術の申請の経験など、優生手術に関わる運用実務に携わったことのある会員はごく僅かで、本アンケート調査からは関与した会員の態度について検討を行うことは困難だった。50 歳未満の会員は優生保護法という法律自体の存在についても約 25% が「知らなかった」と回答しており、特に若年層の会員には同法に関する知識が十分でないことが示唆された。優生保護法下の運用や思想の普及に精神科医が果たしていた役割の評価についても、知識が不十分であることと関係があると考えられた。自由回答の中には、調査に対する期待が述べられた一方で、現代の基準から過去を評価することに慎重な立場が表明されることも少なくなかった。この他、同法に関する知識不足を背景に、教育・研修機会を求める声など実践的なものもあった。

以上から、本アンケート調査が明らかにしたことの主たるものは、ウェブ調査という方法や時代的な制約もあり優生保護法の運用に実際に関わった会員は少なく、優生手術がはらんでいた人権侵害の側面については一般論としてよくないものだと考えつつも、精神科医がどのような関与をしていたかについては知識が十分でなく、精神科医が重要な役割を果たしていたとは考えていない会員も少なくなかったことが分かった。

特に、同法に直接関わった会員がごく僅かだったことは、本調査の時代的限界を示してもおり、実態解明のためには本来であれば同種の調査は数十年前に行われている必要があったかもしれない。しかしながら、同法の優生手術の規定が歴史的にもたらした被害はより精緻に明らかにされるべきものである。本学会は関連の研究成果をフォローするのみならず、診療録といった一次資料の保存やアクセス環境の向上の研究を進めていくことが望ましいと考えられた。将来の学会のよりよい発展のためにも本学会は、優生保護法と強制不妊手術という精神科医の関与が不可避であった倫理的問題に今後も誠実に向き合うことが必要である。

参考文献

- 岡田靖雄 (2002) 「国民優生法・優生保護法と精神科医」 齋藤 有紀子 編『母体保護法とわたしたち——中絶・多胎減数・不妊手術をめぐる制度と社会』
- 利光恵子「優生保護法のもとでの強制不妊手術と公文書」『立命館生存学研究』vol.3、2019年
- 舟津悠記(2018a)「北海道の優生保護法運用と精神衛生行政」『大原社会問題研究所雑誌』(722), pp.70-85
- 舟津悠記(2018b)「優生学の地域史—神奈川県優生行政の実態—」『日本歴史』(841), pp.54-65
- 北海道衛生部・北海道優生保護審査会『優生手術（強制）千件突破を顧りみて』1956年
- 松原洋子 1997「民族優生保護法案と日本の優生法の系譜」
- 横山尊 (2015) 『日本が優生社会になるまで』勁草書房
- 中村江里、後藤基行、竹島正、野進、太田順一郎他 (2021)「精神科医と優生政策：先行研究レビューと言説分析」(第117回日本精神神経学会学術総会法委員会シンポジウム「旧優生保護法と精神科医」2021年09月20日)